

# 山口市営住宅等駐車場管理委託実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、山口市営住宅等（山口市営住宅等の駐車場使用に関する管理要綱第2条第3号にいう市営住宅等）の駐車場の管理委託について必要な事項を定めるものとする。

(委託契約の対象)

第2条 委託契約の対象は、市が別に定める標準規約に基づき設立された市営住宅駐車場管理組合（以下「管理組合」という。）とする。

(契約の目的)

第3条 市長は、次に掲げる業務（以下「本業務」という。）を管理組合に委託し、市営住宅等の駐車場を適正に管理するものとする。

- (1) 不正駐車・交通安全等駐車場の適正な管理に関すること。
- (2) 外来用駐車場の管理運営に関すること。
- (3) 組合員に対する駐車区画の割り振りに関すること。
- (4) 前3号に関する組合員等の意見調整及び市との連絡調整に関すること。

(委託契約の手続き)

第4条 市は、管理組合から規約、総会議事録、役員体制等を提出させ、第2条の対象としての要件の可否を審査する。

2 前項の審査の結果、委託契約の対象として適当と認められる場合は、駐車場管理委託 契約書（別記様式。以下「契約書」という。）により、委託契約を締結する。

3 契約書には規約及び役員体制（連絡先）等を明記した書類を添付しなければならない。（実施検査等）

第5条 市は、必要があると認めるときは、本業務の管理状況について随時実施に検査し、又は管理組合に対して所要の報告若しくは資料の提出を求め、若しくは必要な指示をすることができる。

(委託料の算出)

第6条 契約可能駐車区画（外来用駐車場を含む）1台あたり、年間500円とする。

(契約期間)

第7条 当該年度の4月1日から翌年度の3月31日までの1年間とする。ただし、年度の途中からの契約の場合は当該契約の日からとする。

(委託料の支払い)

第8条 市は、管理組合の提出する委託料金請求書に基づき、請求日から30日以内に委託料を支払わなければならない。

附 則

この要領は、平成17年10月1日から施行する。

## 駐 車 場 管 理 委 託 契 約 書

山口市営住宅等の駐車場管理業務の委託について、管理者山口市(以下「甲」という。)と受託者 市営住宅駐車場管理組合（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結した。

（目 的）

第1条 甲は、次に掲げる業務（以下「本業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

- (1) 不正駐車・交通安全等駐車場の適正な管理に関すること。
- (2) 外来用駐車場の管理運営に関すること。
- (3) 組合員に対する駐車区画の割り振りに関すること。
- (4) 前3号に関する組合員との意見調整及び甲との連絡調整に関すること。

（実施方法）

第2条 乙は、山口市営住宅条例（平成17年条例第197号）、山口市営小集落改良住宅条例（平成17年条例第198号）、山口市営特定公共賃貸住宅条例（平成17年条例第199号）、山口市営住宅等の駐車場使用に関する管理要綱、この契約及び甲が別に定める駐車場管理委託実施要領に基づき、駐車場等を善良な管理者の注意をもって管理し、本業務を誠実に実施するものとする。

（委託期間）

第3条 本業務の委託期間（以下「委託期間」という。）は、 年 月 日から 年 3月31日までとする。

（委託料）

第4条 本業務の委託料（以下「委託料」という。）は、金 円とする。

（委託料の支払）

第5条 甲は、委託料を乙の提出する適法な支払請求書に基づき、請求日から30日以内に乙に支払うものとする。

（権利の譲渡等の制限）

第6条 乙は、この契約に定める乙の権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。

（再委託の制限）

第7条 乙は、本業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。

（実施検査等）

第8条 甲は、必要があると認めるときは、本業務の管理状況について随時実施に検査し、又は乙に対して所要の報告若しくは資料の提出を求め、若しくは必要な指示をすることができる。

(契約の解除)

第9条 甲は、乙がその責めに帰すべき理由によりこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合であっても、その損害の賠償を甲に請求することはできない。

(損害賠償)

第10条 乙は、その責めに帰すべき理由によりこの契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(契約の締結に要する費用)

第11条 この契約の締結に要する費用は、すべて乙の負担とする。

(疑義の解決)

第12条 この契約について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

(履行の決定)

第13条 前各条に定めるものほか、この契約の履行について必要な事項は、甲乙協議の上、決定するものとする。

以上の契約締結の証として、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

委託者 山口市

山口市長

受託者 山口市

(市営住宅駐車場管理組合理事長)

